

第59回 企画展

は 富岡 賢商 商店

青乾 砂糖 部



富岡の豪商

吹田家

入場無料

此書は富岡の豪商吹田家の歴史を記したものである。吹田家は、江戸時代から明治時代にかけて、富岡の砂糖産業をリードした。本書は、吹田家の創業から没落までの歴史を、豊富な史料に基づいて詳しく紹介している。吹田家の栄華と没落の歴史を、ぜひ読んでほしい。

吹田家文庫
吹田家文庫
吹田家文庫



令和元年

令和2年

期間 10月29日 火 ~ 1月26日 日

会場 徳島県立文書館 2階 展示室

休館日 毎週月曜日・毎月第3木曜日 (月曜が祝日の場合その翌日)
年末年始 (12月29日~1月4日)

展示解説 11月8日[金]・12月21日[土]・1月11日[土]



文化の森総合公園 徳島県立文書館
Tokushima Prefectural Archives

〒770-8070 徳島県徳島市八万町向寺山
TEL.088-668-3700 / FAX.088-668-7199
<https://www.archiv.tokushima-ec.ed.jp/>

ごあいさつ

このたび徳島県立文書館では第五十九回企画展「富岡の豪商 吹田家^{ふきた}」を開催いたします。

吹田家の先祖は慶長年間に紀州熊野から徳島城下の富田町に移り住み、その分家の一部が富岡（現・阿南市）に居を構えたとされています。阿波国屈指の穀倉地帯であった那賀川下流域に位置する郷町として発展した富岡において吹田家は飛び抜けた富商へと成長し、町役人や那賀・海部両郡の造酒裁判役をつとめ、この地域に給知を有する家老の賀島家などの年貢収納にも関わっていたと考えられます。江戸時代中期以降は藩の御銀主役と本陣役を務め、苗字帯刀と城内での藩主御目見えも許されています。

徳島県立文書館では吹田家のご子孫から一万点を超える古文書を寄託されており、これだけの分量の商家の文書が残されているのは徳島県内でもまれで、研究が進んでいるとは言いがたい郷町の史料としても極めて貴重な価値を有する文書群であると言えます。

吹田家文書の内容は多岐にわたっていますが、今回の企画展では「吹田家の成り立ち」「郷町としての富岡」「御銀主と本陣役」「商人の教養」「吹田家と富岡の教育」の五つの視点から文書群の一端をご紹介します。この展示を通して、近世から近代にかけての郷町とそこに生きた富商の姿、そして、そこからみえてくる徳島の歴史を感じ取っていただければ幸いです。

最後になりましたが、吹田僚氏をはじめとする吹田家ご子孫の皆様、関係者の皆様から御礼を申し上げます。

令和元年十月二十九日

徳島県立文書館長 徳野 隆

吹田家の成り立ち

吹田家代々の功績を書き上げた帳面『御上・賀島様歳々御結講書抜』によれば、吹田家の先祖は、紀州熊野（現・和歌山県）から慶長年間に阿波へ移ったと書き出す。しかし、富岡町は元禄十一（二六九八）年正月二十一日、天明三（一七八三）年十二月四日と二度大火となり、吹田家も類焼したため文書の大部分を焼いたと記す。

初代茂右衛門は、元禄三（二六九〇）年四月に七十四才で亡くなっており、元和二（二六一六）年ごろ生まれたことになる。吹田家は、徳島市中富田町鈴木氏から富岡町讃岐屋かねの先祖らとともに数軒が分家したとあり、慶長期に紀州から鈴木氏として一旦徳島に入り、その後分家の一部が富岡に移住した中に茂右衛門があったということか。

二代與右衛門は、茂右衛門の次男。吹田家文書の元禄十四（一七〇二）年「永代売渡入屋敷書物之事」は、與右衛門が横町の種兵衛から購入した屋敷についての証文である。この家は、十四間五尺五寸（約二十六メートル）もの大きな間口を持つ商家で、この証文は本家の屋敷を購入した際のものである。富岡町の年寄・五人組の裏書を得ており、

正式の証文と思われる。

享保元（一七二六）年十二月二十四日には賀島家町奉行からの命で富岡町五人組役を得ており、吹田家の基礎を築いたのである。

三代與右衛門は、元文元（一七三六）年七月十二日に富岡町五人組役、延享二（一七四五）年五月に富岡町の年寄役を得た。この頃から家業についての文書が残る。享保後期から幕末にかけて、藩および給人年貢米麦の受取証や、徳島の運送に関わる文書などがある。特に村内の大部分が賀島家の給地であった石塚村（富岡の隣村）の慶長検地帳をはじめ、賀島家の拜知水帳、田畠売買帳、田畠名寄

吹田家の家訓

安政三（一八五〇）年、豪商としての吹田家では、安政地震などで疲弊した家内を引き締め存続を図るため、次のような家訓を残している。

- 家訓の内容は、①先祖への礼、②心の持ちよつと礼儀、③物品を買う際主人の許可が必要であること、④食事や休憩の際家族が集まり挨拶をした上で摂ること、⑤風呂を無駄に沸かさざないこと。とあり、礼儀と儉約という商家道徳に沿ったものである。

吹田家の蔵書には、商家道徳を教えた石門心学の学者である手島堵庵の『我津衛』、『町人身体なおし』を含むが、こうした教学の影響が強く見られるといえよう。

帳などの年貢徴収の基礎帳簿を所持しており、周辺村の年貢収納にも深く関わっていたことがわかる。阿波一の米作地帯である那賀川下流域の米麦を取り扱う商人として、郷町富岡の中で飛び抜けた商家へ育っていった。

四代與右衛門の時、安永三（一七七四）年三月二十九日に藩御銀主役となり、務め中苗字帯刀、城内御目見えを許される。天明三（一七八三）年十二月富岡町大火にて、居宅借家を残らず類焼するが、自力普請での本陣建設を命ぜられ、天明四（一七八四）年十月には完成し、本陣役を務めている。



▲吹田家家訓（吹田家文書）

郷町と しての富岡



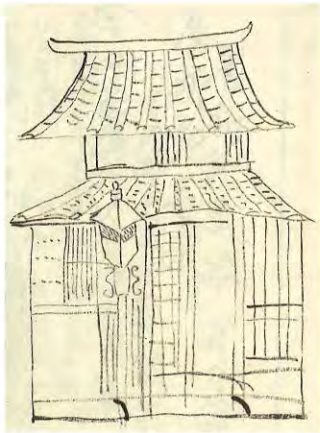
江戸時代、徳島城下の本町以外で、店舗を構えて商売を許された地域を「郷町」と呼んだ。富岡もその一つで、他にも撫養（現鳴門市）の四軒屋町や脇町（現・美馬市）など藩内に多く定められていた。阿波九城の一つに数えられる牛岐城の城下町であった富岡は、人と物資の集積地であった。『阿波国那賀郡村誌』には、明治初期の富岡は農家十五戸に対して商家が二百十三戸、職工が九十四戸あることが記されており、正に商工業の町であったことがわかる。吹田家文書の中に、富岡の住人たちへ発せられた「往来手形」が数点ある。往来手形とは、江戸時代、阿波国から他国へ移動する際に必要だった身分証明書である。吹田家は町年寄の一人として手形を発給していたようだ。阿波国を出る理由として記されているのはすべて「商用のため」。中には女性の名前も見受けられる。行き先は、淡路島の洲本や讃岐（香川県）、紀伊（和歌山県）・大和（奈良県）・河内（大阪府）・山城（京都府）・播磨（兵庫県）など。富岡の商人たちが忙しく各地を飛び回る様子が想像できる。また、明治時代に富岡の商店が作成した鮮やかな「引札」も残されている。引札とは、商店名と縁起の良い絵が描かれた、派手で目を引くチラシである。手形や引札は、間接的ではあるが、当時の富岡の町の活気を物語るものと言えるのではな

いだろうか。

『阿波国那賀郡村誌』や『富岡町志』には、町の代表的産業として造酒業が記されている。江戸時代、造酒業をおこなうには「株」と呼ばれる営業免許が必要だった。米は主食であり税であるため、米を原料とする酒造りの際限なく認めるわけにはいかない。そのため、株を持つ限られた者だけが、限られた量の酒を造ることが許された。造酒株は譲渡や質入れが可能であった。当時の吹田家は造酒株をいくつか持っていたと思われる。ある史料には、名義の違う三つの造酒株をまとめて質物にして、ある商家から金五百両を借りようとしたことが書かれている。

富岡にガス灯の光？

興味深い史料がある。吹田忠蔵がガス灯一本の建設申請を那賀郡に提出し、受理されたことを示す文書だ。ガス灯とは、石炭を燃やすことで発生するガスを用いた街灯であり、文明開化の象徴の一つでもある。日本では明治四（一八七二）年に大阪の造幣局で初めて灯され、その後、横浜や銀座で本格的なガス事業が始まった。煌々と輝くガス灯の下は、毎夜のように見物人で賑わったと言われる。忠蔵が申請をおこない受理されたのは、大



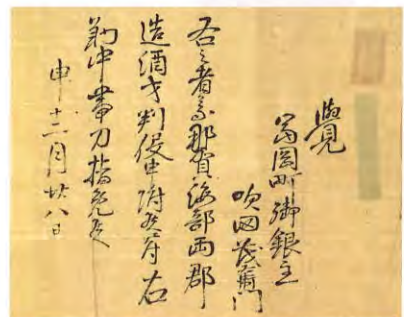
▲ガス灯設置図



▲ガス灯建設の申請書

阪での点灯から九年後の明治十三（一八八〇）年。申請書には「通行人の便益のため、自費をもって私宅前に点灯」と記されている。実際に建設されたかは史料が乏しく確認できない。しかし、行政からの正式な許可が出ているし、何より吹田家には財力がある。状況からすれば、建設された可能性は高いのではないだろうか。富岡にほど近い辰巳新田を開発した豪商の井上家が、東京でガス灯を建設していたと思われる史料も残っている。明治という新しい時代を迎えた富岡の町に一本のガス灯が凜と立ち、その眩い光に人々が夜ごと歓声を上げる。そんな想像をしてみるのも一興ではないだろうか。

また、吹田茂右衛門は天保七（一八三六）年に那賀・海部両郡の造酒業者を指揮・監督する「裁判役」に任じられている。同じく裁判役を務めた神原家は、南部唯一の千石酒屋（千石の酒を造る家）であったという。



▲那賀・海部両郡造酒裁判役任命書

富岡の豪商 吹田家

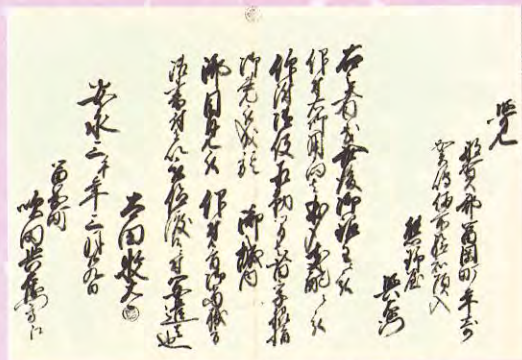
御銀主と本陣役

吹田家が、十八世紀後半から明治維新まで務めた御銀主と本陣役について紹介する。

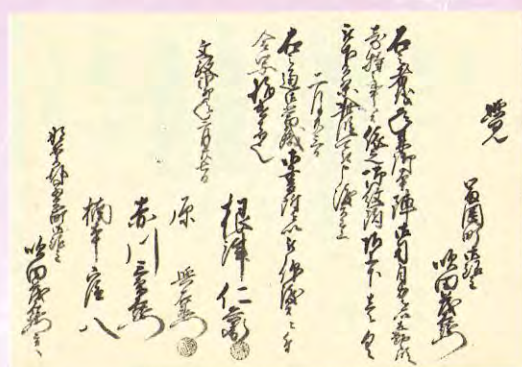
御銀主

御銀主とは藩に金銀を貸す者に与えられた身分名である。安永三（一七七四）年、熊野屋四代目與右衛門は御銀主に命じられ、その際に苗字・脇差御免、城内御目見えを許可された。以後、藩の御用金を調達している。

文化十二（一八一五）年に五代目與右衛門（後に茂右衛門）が作成した享保二十（二七三五）年から天明七（一七八七）年の間に藩へ差上（貸付・献金等）した十件の金額・使途の書付がある。それによると、安永八（一七七九）年積方役所へ元入銀、翌年御銀主御救のための積方への融通銀、天明三



▲覚（御銀主仰せ付けられる件）



▲覚（紋附上下巻具下さる件）

（二七八三）年藩主の参勤の費用等、計銀約七十七貫目、金九十両を「差上」している。ここに記されているのは一部であろうが、御銀主として様々な用途の藩政資金を融通していたことがうかがえる。

本陣役

本陣役とは、藩主らが鷹狩・領内巡見等の際に休泊する屋敷（本陣）を提供し、接待を務める役である。四代目與右衛門は、天明四（二七八四）年春に本陣役を命じられた。前年の富岡町火災による自宅の復旧も終えていない状況であったが、自力で本陣の普請を行い、同年十月には鷹狩に来た藩主を迎えている。

文政四（一八二一）年に作成された本陣御用の記録によると、同年までの三十八年間に藩主やその家族が二十四回（内二回は中止）吹田家本陣に休泊している。このように自力で本陣役を務めてきたことを「奇特の事」として、文政二（一八一九）年に五代

藩主等吹田家本陣滞在記録

年代	到着日	出立日(帰城)	滞り
天明4(1784)年	10月29日	11月5日	藩主(11代治昭)、はじめて御成になる
天明6(1786)年	閏10月	—	藩主、御成になり滞留
寛政4(1792)年	10月	—	藩主、御成になり滞留
寛政6(1794)年	11月	—	藩主、御成になり滞留
寛政8(1796)年	冬	—	藩主、吹田家へ御成になるはずだったが変更
寛政10(1798)年	冬	—	藩主、御成になり滞留
寛政12(1800)年	冬	—	藩主、「平嶋村」本陣へ御成の際、吹田家で昼休
享和2(1802)年	11月	—	藩主、「平嶋村」本陣へ御成の際、吹田家で昼休
〃	12月	—	藩主、「平嶋村」本陣へ御成の際、吹田家で昼休
享和3(1803)年	正月27日	正月29日	藩主、御成
〃	11月	—	若殿(治昭の嫡男斉昌)、吹田家で昼休
文化元(1804)年	11月2日	11月5日	藩主、三倉山へ鹿狩の際、御成になり滞留
文化5(1808)年	9月	—	藩主、椿泊浦へ御成の際、吹田家で昼休
文化6(1809)年	4月	—	於恭(治昭の側室)、滞留
文化11(1814)年	10月9日	10月13日	当藩主(12代斉昌)・規次郎(斉昌の息子)、御成
〃	11月	—	藩主(藩主斉昌)、以後斉昌、吹田家で昼休
文政元(1818)年	10月	—	藩主、吹田家で昼休の予定だったが、雨天のため延引
〃	11月10日	—	藩主、「平嶋村」本陣へ御成の際、吹田家で昼休
〃	12月2日	—	藩主、「平嶋村」本陣へ御成の際、吹田家で昼休
文政2(1819)年	2月3日	2月5日	藩主、御成になり滞留
〃	4月25日	4月26日	於恭・於備(治昭の側室)、滞留
文政3(1820)年	10月16日	—	藩主、「平嶋村」本陣へ御成の際、吹田家で昼休
〃	11月2日	—	藩主、「平嶋村」本陣へ御成の際、吹田家で昼休
〃	11月26日	—	藩主、「平嶋村」本陣へ御成の際、吹田家で昼休

※「奉申上覚(本陣御用三十八年間の記録の件)」より作成

目茂右衛門は蜂須賀家の紋附上下を拝領した。しかし、本陣役は、休泊の準備や接待、本陣の維持等に膨大な費用・労力がかかる。吹田家は度々本陣役免除や手当の支給、扶持の引き戻し（文化九年に半減）を願っている。文化十四（一八一七）年には、茂右衛門は家業の継統と家族の養育が困難である現状を訴え、自宅・本陣を藩へ献上し、自らと家族は他国へ転出したとまで願ひ出ており、本陣役を担い続ける厳しさがうかがえる。このような苦境に立ちつづも、吹田家は明治四（一八七二）年まで八十七年間の長きにわたり本陣役を務めた。

商人の教養

吹田家収蔵資料は多岐にわたっており、その分野は蔵書類はもとより、商業資料・古文書以外にも書画などのビジュアル資料など、文化的価値を有する資料が残されている。

『渭水聞見録』(写本)四冊・『渭水聞見録(続)』(写本)二冊

蜂須賀正勝の父、正利に始まる蜂須賀家の成立から六代藩主宗員むねたけの逝去に至るまでの藩史を漢文体で記した歴史書。筆者は増田立軒である。

立軒は延宝元

(一六七三)年

徳島藩医策庵

(支胡)の次男

に生まれ十九

歳の時に京都

に出て朱子学

者中村惕斎てきさい

に学んだ。宝永五

(一七〇八)年

五代藩主綱矩

より藩儒に任

用され藩主の

侍講を務める



傍ら幅広い活動を行った。以来増田家は儒官の家である。

特に関心を向けたのは、服部七平選とある続編二冊である。寛政八(一七九六)年十一代藩主治昭は、増田家五代衡亭かうていに『渭水聞見録』の続編を作ることを命じたという。しかし、この衡亭編と、吹田家文書に含まれる続編は別物である可能性がある。

内容は、七代藩主宗英むねてるから十一代藩主治昭の五代にわたる事蹟を記しており、寛政元(一七八九)年五月二十日、幕府の使番池田雅次郎・小姓組諏訪七左衛門・書院番細井隼人の三名が、巡見使として四国筋に派遣されたという項目で終わっている。

『無名抄』(刊本)二冊

『無名抄』は方丈記の執筆者、鴨長明による歌論書。建暦元(一二二二)年頃の成立。章段の数は八十段。長明は藤原俊成の歌論書『古来風体抄』の影響を強く受け、歌論・歌謡・歌人の逸話を方丈記同様、随筆風に淡々と書いている。

代表的なものに「おもて歌(俊成自賛歌の事)」がある。長明の

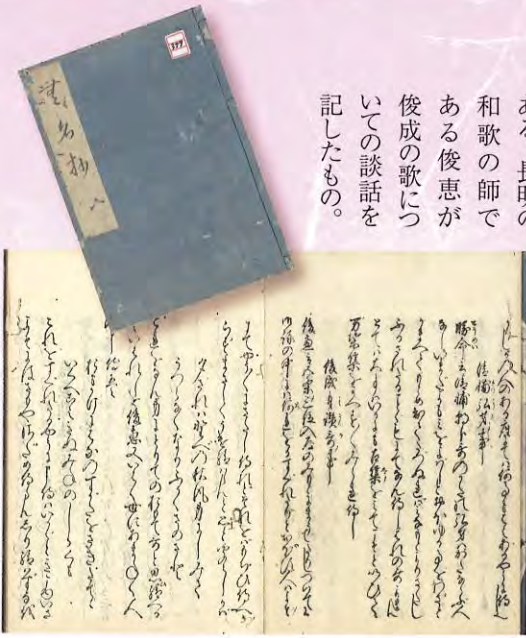
和歌の師で

ある俊恵が

俊成の歌につ

いての談話を

記したものだ。



『文選』(刊本)二冊

『文選』は中国南北朝時代の五三〇年頃に成立したとされる、全三十巻からなる詩文集。随・唐以降は官吏登用試験の詩文制作の模範とされた。また、徒然草第十三段には「文は文選のあはれなる巻々(後略)」とあるように日本文学にも影響を及ぼすとされている。「行行重行行」は漢代に作られた作者不明の古詩。「文選」所収の「古詩十九首」の第一首である。十九首の大部分は悲哀の詩で占められている。遠く旅立ったまま帰らない夫を残された妻が慕い、嘆く心情を歌った詩。

陶淵明の「帰去来辞」は生活のため役人になった陶淵明が四十一歳の時に辞任、郷里に帰り田園での生活を歌った詩として知られている。

吹田家は代々一流の文化人と交流し、学問・詩書などを学び教養を深めていった。また商いを通して文化以外の政治・経済の情報もいち早く取り入れ幅広い知識を会得していたと思われる。

今回の展示では前掲資料の他に能の脚本である『観世流改訂謡本』・五経のひとつ「礼」についてかかれた『礼記』・中国

清代の漢和辞典

『康熙字典』な

どの蔵書を紹

介する。



富岡の豪商 吹田家

吹田家と 富岡の教育

吹田家は代々教育への関心が高く、幕末期から維新以後の学校制度が大きく変わる中でも、富岡に設立された多くの学校運営に貢献してきた。

近代学校教育の黎明期

阿南市立富岡小学校に残る明治三十六（一九〇三）年十一月に書かれた「富岡尋常小学校沿革史」には、その前身である「暇修館」の運営に吹田家が取締役として尽力した旨の記述がある。

弘化三（一八四六）年一月、藩主蜂須賀斉裕は、那賀海部二郡に郷学校を設置すべきと諭達した。命を受けた郡代高木真蔵は、「日和佐郷学校」、「大里郷学校」を設け、同年二月には那賀郡富岡に暇修館を開いた。藩主の意図は



▲暇修館時代でも使用されていた古書

辺境武士の教育であり、郷学校は陪臣学校の性格を持つものであった。

暇修館は、敷地等を家老賀島家が提供し、運営経費を吹田與右衛門、神原五郎右衛門をはじめとして、富岡の有志らが担った。吹田、神原両氏は、毎年藩札七百目ないし一貫目を拠出していたが、館の隆盛にともない生じてきた不足分も、更に取締役として補填していたようである。

吹田家文書の中には、暇修館でも使用していたという教科書『四書・五経』『小学句読』『幼学詩韻』『春秋左氏伝』『算法天元指南』『大広益会』等が残っている。賀島の家臣で儒者の岩本贅庵等を中心に、助教の天羽生内蔵太郎、医師で句読司の古川宣助・井坂専齡などが、主に漢学の講義を聴かせていた。

近代学校制度への移行期

開講後二十五年間程続いた暇修館は、明治四（一八七二）年の廃藩置県の際に「富岡郷学校」と改称され、翌年の「学制」発布により翌々年富岡小学校へと移行されていく。

暇修館の開設当時の生徒は三十名余り。多くは賀島家臣の子弟・医師・僧侶等であり、庶民の子弟はごく稀であったが、学制施行以後は二五名と増加している。

新政府がすすめる教育改革は、地方の財政負担が大きく、富岡尋常小学校も存続が危ぶまれた時期があったが、学務委員（県知事の監督下、市町村で選出）等が資金集めに奔走し、五十五名の者から献金を得て、小学校を維持することができたとのことである。このとき八代目忠蔵は賀島政範について高額の百円を献金している。また、九代目儀平は自らも教育者として教壇に立ち、明治三十九（一九〇六）年には三百円を寄付し、富岡尋常小学校には、戦時記念

吹田奨学資金基金が置かれた。学校制度は複雑に変遷し、富岡の町にも富岡中学校（現・富岡西高等学校）や那賀実科高等女学校（現・富岡東高等学校）が創設されるが、吹田家にはその折々に際し、寄付奇特の賞与文書が残っている。

洋学校生徒募集

慶応元（一八六五）年十一月、藩は寺島（現・徳島市）に洋学校を創立することになった。藩から郡代を通じて那賀郡中の与頭庄屋へ順達された文書がある。市郷の者へ触れ知らせ、洋学校入門希望者は願ひ出るようという趣旨だ。

洋学校の入学資格については、学則が残っていないので正確にはわからないが、この文書からみると県南の庶民にも広く門戸を開き、有望な人材を集めたいと考えられていたようである。



▲洋学校開講時の順達文書

展 示 資 料 一 覧

No.	表 題	年 代	資料番号
吹田家の成り立ち			
1	御上・賀島様歳々御結講書抜	天保15年(1844)	吹田家所蔵文書
2	永代売渡ス屋敷書物之事	元禄14年(1701)	フキタ01697
3	阿波国那東郡石塚村御検地帳	慶長9年(1604)	フキタ01789
4	那賀郡石塚村賀嶋伊織様御拝知御水帳	享保16年(1731)	フキタ01792
5	石塚村田畠名寄帳	(近世中期)	フキタ01799
6	(吹田家家訓)	安政3年(1856)	フキタ09932
7	我津衛 (3冊)	(安永4年)(1775)	フキタ00400
郷町としての富岡			
8	石塚村・富岡町絵図	文化5年(1808)	イワム01618
9	覚(那賀・海部両郡造酒裁判役任命の件)	(天保7年)(1836)	フキタ07186
10	造酒株御下札質物二入借用申一札之事	天保13年(1842)	フキタ07014
11	瓦斯燈建設之義二付願	明治13年(1880)	フキタ07144
12	青乾物砂糖卸(引札・富岡町濱賢商店)	明治40年(1907)	フキタ09039
13	自転車・かべ用色土砂・諸油・灰・すさふのり・蠟燭并二稲虫ころし(引札・富岡灰御事岡本五平)	明治43年(1910)	フキタ09040
御銀主と本陣役			
14	覚(御銀主仰せ付けられる件)	安永3年(1774)	フキタ07306
15	覚(御銀主辞退に関わる件)	文化12年(1815)	フキタ07003
16	覚(本陣御用自力で相勤めるに付紋附上下袴具下さる件)	文政2年(1819)	フキタ07307
17	奉申上覚(本陣御用三拾八年間の記録の件)	文政4年(1821)	フキタ07313
18	乍恐奉願上覚(他国渡世許可を求めること等の件)	文化14年(1817)	フキタ07038
商人の教養			
19	渭水聞見録(写本)6冊	元文元年(1736)	フキタ09389~09394
20	無名抄	(近世)	フキタ00406
21	文選	承応3年(1654)	フキタ00101
22	観世流改訂謡本	明治43年(1910)	フキタ00240
23	康熙字典	安永9年(1780)	フキタ00001~00013
24	算法天元録巻之中	元禄10年(1697)	フキタ00946
吹田家と富岡の教育			
25	『幼学詩韻』再刻 完	天保13年(1842)	フキタ00470
26	四声附韻 冠註補闕 類書字義 増続大広益会玉篇大全 首巻~11巻	(享保20年)(1735)	フキタ00140
27	左書之通御目付之面より達有之候条(洋学処開講に付入門者募集の件)	(幕末期)	フキタ07267
28	覚(郷学校備品・諸造用等仕切りの件)	(明治4年)(1871)	フキタ05631

※資料保存のため展示品の一部を替えることがあります。

担当職員によるやさしい展示解説

日時 / 11月8日(金)・12月21日(土)・1月11日(土)

午後1時30分から

会場 / 文書館 2階 講座室・展示室

第59回 企画展

「富岡の豪商吹田家」

令和元年10月29日 発行

編集・発行 ● 徳島県立文書館

〒770-8070 徳島市八万町向寺山
電話 088-668-3700

印 刷 ● (協) 徳島印刷センター

〒770-8056 徳島市問屋町165番地
電話 088-625-0135

